

- 02 6月は環境月間
- 03 市政ニュース
- 08 情報満載！お知らせ広場
- 12 健康と福祉のページ
- 14 あさくら祭り開催決定！

第37代女王卑弥呼が誕生



冷川明子 Akiko Hiyakawa さん

朝倉市内の企業に勤務。

朝倉の人たちを元気付けられる存在に

朝倉は、人が温かくて、特に若い人に活気がある印象です。そんな大好きなまちで、自分にアピールできる場所があるならば、飛び込みたいという気持ちで応募しました。復興の最中、朝倉の人たちを元気付けられる存在になりたいです。

川波菜月 Natsuki Kawanami さん

第36代女王卑弥呼から2期連続の就任（歴代初）。

一年間で、朝倉のことがより大好きに

一年間の女王卑弥呼の活動を通じて、人の温かさに触れ、朝倉のことがもっと大好きになりました。昨年よりさらに朝倉市のPRに貢献できるのではないかと考えています。経験を生かしながら、自分なりの方法で朝倉市の良さを伝えていきたいです。

6 月は環境月間

「思いっきり しん呼吸 人と自然がひびき合うまち あさくら」

市では環境基本計画を策定し、上記実現のため、市民、民間団体、事業者、行政それぞれが互いに補完し合い、協働しながら良好な地域環境や地球環境を創造することを目指しています。

問 市環境課（内線 65-11）



蜂に注意しましょう



7～10月は蜂が活発に活動する時期。蜂は、巣を守るため雨・風がしのげる暖かい場所に巣を作ります。樹木の枝を落として風通しを良くする、軒下や床下に細かい金網で目張りをするなど、巣を作らせないための対策をしましょう。

蜂の巣を見つけたときは、近づかないでください。巣を揺らしたり大きな音を立てたりするなど、蜂を刺激する行動もしないよう注意しましょう。

また、蜂の巣を駆除する際は、防護服を着用してください。市環境課では、防護服の貸出を行っています（数に限りあり）。ただし、特に攻撃性の強いスズメバチは、個人での駆除は危険性が高いため、駆除業者に依頼してください。お問い合わせにより駆除業者を紹介します。

空き地の管理を適正に

雑草は、これからの季節放っておくと、どんどん伸びてしまいます。特に空き地の雑草や樹木は、管理をしないまま放っておくと、害虫の発生やごみの不法投棄を招き、隣接住民に迷惑をかける恐れがあります。空き地の適正な管理は所有者の責任です。定期的な草刈など、適正な管理をお願いします。

Jアラートによる 緊急地震速報訓練放送



強い地震を想定して、同報系防災行政無線などで緊急地震速報の訓練放送が行われます。間違いないようお願いします。

また、この機会を活用して、緊急地震速報を見聞きしたときに、慌てずに身を守る行動ができるようにしましょう。

■日時：6月18日（火）10時ごろ
※気象・地震活動の状況などにより、中止することがあります。

■放送される内容：緊急地震速報チャイム音（3回繰り返し）など

※前後に訓練放送のお知らせあり

問 市防災交通課（☎ 28-7554）

合併処理浄化槽の寄付を受け



市では、市設置型浄化槽の区域（集合処理以外の区域）に個人で設置した合併処理浄化槽の寄付を受け付けます。寄付後は、使用料を市に支払うことになり、浄化槽は市の責任で管理します。

※寄付採納には、法に定められた清掃・保守点検の状況のほか、いくつかの条件があります。

■対象地域：上秋月の一部、秋月の一部、秋月野鳥の一部、田代

山見、日向石、中原、上浦の一部、柿原の一部、倉吉、白鳥、小隈の一部、屋永の一部、桑原、田島、中島田、三奈木の一部、高木地区、朝倉地域の一部、杷木地域全域

■申請受付：所定の申請書を市上下水道課（本庁5階）に提出。

■申請書配布場所：市上下水道課（本庁5階）、朝倉杷木支所（1階）

問 市上下水道サービスセンター（☎ 22-1111）

資源・ごみ・不燃ごみ収集は きちんとルールを守って

各地域で行っている資源ごみ・不燃ごみの収集で、回収できない収集品が出されています。平成30年度の収集品の不適事項は次のとおりです。

地域	不適数	品目
杷木	3	テレビ、バッテリー、コンクリートなど
朝倉	0	
甘木	48	ノートパソコン、テレビ、消火器、バッテリーなど

家電4品目「エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機」は、資源ごみとして地域での回収に出したり、粗大ごみとしてサン・ポー

トに搬入したりすることはできません。家電リサイクル法に基づき、正しい処分をお願いします。

また、家庭用ノートパソコンは、パソコンメーカーに処分を依頼する方法と宅配便による無料回収方法があります。消火器やバッテリーは、購入先や専門業者に処理を依頼してください。コンクリートは、サン・ポートへの搬入ができますが、焼却炉や火災などにより汚れているものは持込できません。サン・ポートへ搬入する場合は確認書が必要です。詳しくは、「朝倉市資源ごみ・不燃ごみを出す日程表」や市ホームページを確認してください。

平成 31 年度 「朝倉市環境美化推進員」を紹介

各地区では毎月2回程度、環境美化推進員を中心に、地区内の巡回パトロール、ごみのポイ捨てや不法投棄防止の啓発活動を行っています。

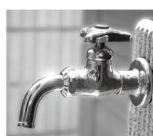
マナーを守り、ごみのないきれいなまちづくりのため、皆様のご協力をお願いします。

【環境美化推進員一覧（敬称略）】

地区名	氏名	地区名	氏名
上秋月	原田明慶	朝倉	林 隆幸
秋月	内田嘉次	宮野	馬田 巖
安川	中山善博	福成	村上朱実
甘木	杉 剛二	大庭	徳永勝則
馬田	武田勝明	松末	小川信博
立石	松岡芳實	杷木	奈須 徹
福田	原野幸男	志波	日野明男
蜷城	羽野健二	久喜宮	都甲精治
金川	山田 登		
三奈木	橋本博之		
高木	月俣博文		
美奈宜の杜	小野賢一郎		



水道工事は指定給水装置 工事事業者（指定店）へ



給水装置の工事や漏水修理（蛇口やパッキンの取替を除く）は、朝倉市水道給水装置工事事業者（指定店）以外では施工できません。工事や修理の依頼の際、必ずご確認ください。

※指定店でない場合、漏水による減免ができない場合があります。

※指定店の一覧など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

問 市上下水道課（☎ 22-1122）

土づくり事業費補助金 （たい肥購入費助成）



市では、市内在住の農業者を対象に、市内10㍓以上の農地に使う成熟たい肥購入費を助成します。

■補助対象作物重量（10㍓当たり）

①《果樹／ぶどう、梨、桃、柿、栗、いちじく、すもも》200キログラム超～2千キログラム

②《野菜》400キログラム超～3千キログラム

③《植木等／植木、苗木、花き、茶》400キログラム超～3千キログラム

※米・麦・大豆は対象外。補助総額に限りがあるため、補助率が変更になることがあります。

■補助対象たい肥：市内で生産かつ販売された成熟たい肥

■補助基準：たい肥購入費の2分の1以内（単価は、朝倉たい肥センター万能たい肥を上限）

■補助対象期間：令和2年2月末までに購入し、3月末までに施肥するもの

※申請受付については、12月ごろお知らせします。

問 市農業振興課農地管理係（☎ 52-1427）

認知症高齢者等SOSネットワーク

認知症による徘徊などで高齢者等が行方不明になった場合、家族などからの申請に基づき、地域の関係機関（警察・協力機関など）に行方不明者の情報を知らせ、早期発見・保護につなげます。

また、行方不明者が市外で発見されることもあることから、朝倉市・筑前町・東峰村で連携し、市町村の境を越えて情報を共有することで、多くの人の目による捜索ができる体制を整えています。

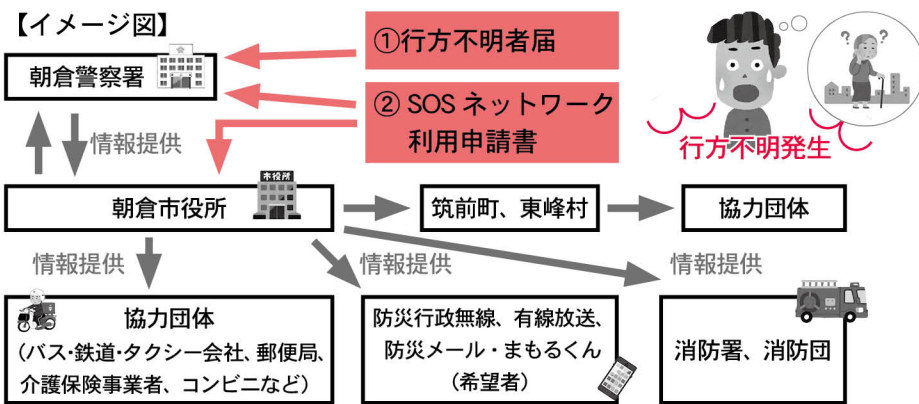
SOSネットワーク事前登録ができるようになりました

行方不明になる恐れがある高齢者等の特徴などを、市へ事前に登録することで、早期発見や発見後の迅速な身元確認につなげます。

■申請窓口：市防災交通課（本庁別館）

■申請に必要なもの：申請者の印かん、本人の写真2枚（顔写真1枚、全身写真1枚）

問 市防災交通課（☎28-7554）、市介護サービス課（☎22-1116）



社会福祉法人などによる介護保険サービス利用者負担軽減制度

低所得者で生計が困難である人に対して、介護サービスを行う社会福祉法人などが、利用者負担額を軽減する制度です。

利用を希望する場合は、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。対象となるのは、利用者負担軽減実施の申し出があった法人のサービスに限ります。

■対象：市民税非課税世帯で、次のすべてを満たす人

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
 - ②預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
 - ③世帯が居住の用に供する家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
 - ④負担能力のある親族などに扶養されていない
 - ⑤介護保険料を滞納していない
- 問 市介護サービス課（☎28-7586）

【対象サービスと軽減割合の一覧】

対象サービス	対象経費	軽減割合
介護老人福祉施設（入所） （特別養護老人ホーム）	利用者負担額、居住費、食費	25%の軽減 （高齢福祉年金受給者は50%軽減）
通所介護（第一号通所事業） （介護予防）	利用者負担額、食費	
短期入所生活介護	利用者負担額、滞在費、食費	
訪問介護（第一号訪問事業） （介護予防）	利用者負担額	
小規模多機能型居宅介護	利用者負担額、宿泊費、食費	



介護保険加入者へ負担限度額認定の更新を受付

介護保険の施設サービス・短期入所サービス（ショートステイ）などを利用する場合、負担限度額認定を受けた人は、所得に応じた食費や居住費などの自己負担が軽減されます。

■対象：次のすべてを満たす人
①市町村民税非課税世帯（別世帯に配偶者がいる場合、配偶者も非課税であること）
②預貯金などが一定額以下（単身で1千万円以下、夫婦で2千万円以下）
※非課税年金（遺族年金、障害年金）も収入として見ます。
※虚偽の申告などにより不正に受給した場合、受給額の最大2倍の加算金が課される罰則あり。

令和元年度の負担限度額更新申請認定証が交付されている人の有効期限は7月31日です。引き続き軽減を希望する人は、6月下旬に更新のための申請書を送付しますので、必ず更新手続きをしてください。

令和元年度の負担限度額更新申請認定証が交付されている人の有効期限は7月31日です。引き続き軽減を希望する人は、6月下旬に更新のための申請書を送付しますので、必ず更新手続きをしてください。

※昨年認定されなかった人には申請書を送付しませんが、所得状況の変更などにより申請すれば認定される場合もあります。また、初めての人の申請は、随時受け付けています。

■対象となる認定証：介護保険負担限度額認定証、旧措置入所者減額・免除等認定証

■申請方法：申請書に必要事項を記入し、預貯金、有価証券などがある人は「通帳の写し（名義がわかるページと直近2カ月分の履歴を確認できるページ）」を添付して申請先に提出（郵送可）

■申請先：《直接提出する場合》市介護サービス課（本庁2階）、朝倉・杷木支所市民窓口係（1階）
《郵送する場合》市介護サービス課給付育成係（〒838-8601朝倉市菩提寺412-2）

■申請期限：7月31日（水）
※減額認定証は、原則、申請月の初日から適用となります。
問 市介護サービス課（☎28-7586）

介護保険料の通知が届いたら内容確認を

市では、6月末ごろに65歳以上の人に対し、平成31年度介護保険料の通知書を送付します。内容を確認してください。

■保険料の納付方法：介護保険料の納付方法は特別徴収（年金天引）が基本です。ただし、特別徴収ができない場合は、普通徴収（納付書または口座振替）で納付します。普通徴収の人も、条件が整えば、自動的に特別徴収へ切り替わります。※普通徴収の人には、今年度分の納付書を送ります。口座振替での納付を希望の場合は、市介護サービス課または金融機関窓口で手続きを行ってください。

通徴収の人も、条件が整えば、自動的に特別徴収へ切り替わります。※普通徴収の人には、今年度分の納付書を送ります。口座振替での納付を希望の場合は、市介護サービス課または金融機関窓口で手続きを行ってください。
問 市介護サービス課（☎28-7585）



育成医療・更生医療の助成

身体に障がいのある人が治療や手術などで障がいの除去・軽減ができる場合に、必要な医療費を助成します。利用には、事前申請のうえ「自立支援医療受給者証」の交付を受ける必要があります。

■対象：①身体に障がいのある、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童（育成医療）

②18歳以上の身体障害者手帳所持者（更生医療）

※緊急に医療行為が必要な疾病は、身体障害者手帳の申請と同時に更生医療の申請が可能です。

■費用：費用の1割を自己負担※世帯の所得水準などに応じて月額負担上限額を設定します。

問 市福祉事務所（☎28-7551）



後期高齢者医療保険料の決定と軽減措置の見直し



保険料の決定通知書を送付します
7月中旬に「平成31年度後期高齢者医療保険料決定通知書」を被保険者に郵送します。

保険料の決まり方

後期高齢者医療制度は75歳以上の人が加入する医療制度です。保険料の計算方法は左図のとおりです。同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額の合計額に応じて、均等割額が軽減されます（下表のとおり）。

■均等割額改定のポイント

・5割、2割軽減の軽減判定所得が引き上げられました。
・本則7割軽減の人は、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化が始まることから、本年度から軽減割合が見直されます。

【保険料の計算方法】
年間保険料
年間上限額 62 万円
＝
所得割額
（総所得金額等－33 万円）× 10.83 円
＋
均等割額
56,085 円

【表】均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額	軽減割合（均等割額の年額）			
	本則	平成 31 年度	翌年度	翌々年度
《平成 30 年度における 8.5 割軽減区分》33 万円以下	7 割	8.5 割 (8,412 円)	7.75 割	7 割
《平成 30 年度における 9 割軽減区分》 うち、世帯の被保険者全員の年金収入が 80 万円以下で、その他各種所得なし		8 割 (11,217 円)	7 割	
33 万円（基礎控除額）＋ 28 万円×被保険者数 以下	5 割	5 割 (28,042 円)	5 割	
33 万円（基礎控除額）＋ 51 万円×被保険者数 以下	2 割	2 割 (44,868 円)	2 割	

・被用者保険の被扶養者の軽減は、これまで期間に制限なく適用されていましたが、本年度から制度加入後2年間に限り、5割軽減（年額保険料2万8042円）されることとなります。所得割額はかかりません。

8月から被保険者証、限度額適用認定証などが更新されます

新しい保険証を7月下旬に郵送します。また、すでに認定証を持つている人で本年度も該当する人は、新しい認定証を7月下旬に郵送します。認定証を持つていない人で、新たに交付を希望する場合は申請が必要です。

■申請に必要なもの：印かん、後期高齢者医療被保険者証、窓口に申請手続に来る人の本人確認ができるもの

問 市保険年金課（☎28・7557）

国民健康保険に加入の人へ 限度額適用 認定証の更新

国民健康保険の「限度額適用認定証」と「減額認定証」の有効期限は7月31日までです。引き続き各認定証が必要な人は、窓口で必ず更新の手続きをしてください。

■受付開始：7月5日（金）

■対象：《70歳未満の人》要申請
ただし、国民健康保険税に滞納がある世帯には交付できません。

《70歳以上75歳未満の人》①または②に該当する人が申請できます。

①住民税非課税世帯

②現役並み所得（医療費の負担割合3割）で課税所得690万円未満

※①②以外の人は申請不要（保険証と高齢受給者証を提示すれば窓口負担が限度額までで計算されます）。

■申請先：市保険年金課（本庁1階）、朝倉・杷木支所市民窓口係（1階）

■申請に必要なもの：印かん、国民健康保険被保険証、世帯主および対象者の個人番号（通知）カード、窓口で申請手続に来る人の本人確認ができるもの

問 市保険年金課（☎28・7558）

平成31年度 国民健康保険税

国民健康保険税の税率

今年度の変更はありません（表1）。

医療分の課税限度額が改定

4月1日から、国民健康保険税のうち、医療分の課税限度額が次のように改定されました（表2）。

【表1】平成31年度国民健康保険税率

	医療分	後期高齢者支援分	介護分 (40～64歳)
①所得割（※）	8.50 円	2.90 円	2.00 円
②均等割（1人当たり）	26,000 円	8,000 円	10,000 円
③平等割（1世帯当たり）	25,000 円	9,000 円	15,000 円

※ 前年中の所得－33万円
注）年税額は①②③の合計です

【表2】医療分の課税限度額

医療分	後期高齢者支援分	介護分
61 万円	19 万円	16 万円

【表3】世帯の軽減判定所得

軽減割合	世帯の軽減判定所得
7 割	33 万円 以下
5 割	33 万円＋28 万円 ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下
2 割	33 万円＋51 万円 ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療保険の被保険者となり、以後世帯主が変わることなく継続しその世帯にいる人のことをいいます。

減免・軽減など

《旧被扶養者減免制度》

被用者保険（社会保険、共済など）の人が後期高齢者医療被保険者となったことにより、65歳以上の被扶養者だった人が、国民健康保険に加入した場合、申請により税額が減免されます。

《非自発的離職者の軽減措置》

倒産・解雇、雇い止めなどを理由に、65歳未満で離職し国民健康保険に加入した人は、申請により国民健康保険税の算定時に給与所得を100分の30とする軽減措置が行われます。

※詳しくはお問い合わせください。

年金からの特別徴収（天引き）

65～74歳の人のみが国民健康保険に加入している世帯は、原則、世帯主の年金から国民健康保険税が特別徴収（天引き）されます。なお、国民健康保険税を完納している人は、手続きにより特別徴収から口座振替に変更することもできます。

※詳しくはお問い合わせください。

納期

平成31年度の納税通知書は7月中旬に送付します。普通徴収の納

期は、7月から令和2年3月の毎月納付で年9回です。また、特別徴収の納期は、年金支給月（偶数月）の計6回です。

所得の申告を忘れずに

国民健康保険税は、前年中の所得で計算されます。所得がない場合でも、申告をしないと適正な税額計算、医療費の自己負担限度額の正しい判定ができない場合があります。

申告がない人には、6月中旬に「市民税・県民税・国民健康保険税申告書」を送付しますので、所得の申告をお願いします。

国民健康保険税は世帯主ごとに課税されます

国民健康保険税は世帯ごとに加入し、世帯主に課税されます。世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入しているも、世帯の中の1人でも国民健康保険に加入している人がいれば、世帯主宛に納税通知書などを送付します。

問 市保険年金課国民健康保険係（☎28・7558）